

緊急事態宣言は解除されたが、終息の見通しが見えない新型コロナウイルス症感染。地域経済と地域医療に深刻な影響を及ぼしています。政府は、各種救済策を打ち出していますが、スピード感に欠け、手続きもトラブルが相次ぐ始末です。

今号では、新型コロナウイルス症関連で住居に関する制度と、当社独自の賃貸アパートの提供についてご紹介させて頂きます。



各種給付金で一息つく

当社管理の賃貸住宅に入居している自営業のAさんは、新型コロナウイルス症の影響で移動販売の売上げが大幅に減少し窮地に立たされていました。

何か救済策は無いかと調べ、社会福祉協議会の「緊急小口資金」を知り申請。その過程で市町村が窓口になる「住宅確保給付金」を知りこれも申請しました。「緊急小口資金」は保証人無し・無利息・1年据置きで20万円の貸付、「住宅確保給付金」は上限額の43000円が3ヶ月間給付、いずれも簡単な手続きで短期間のうちに支給決定されました。Aさんは息子さんの助けを借りスマホで「持続化給付金」にもチャレンジ、2週間ほどで100万円を受給できました。

住宅確保給付金とは

経済的に困窮し、住居を失った方、又は入居している賃貸住宅を失うおそれのある方で、一定の要件に該当する場合、原則3ヶ月間（最大9ヶ月間）、月ごとに貸主に直接振り込む形式で支給されます。（新型コロナウイルス症の影響による場合は自営業者も対象）

＜札幌市の場合＞

単身者 月収入12.0万円以下 預貯金50.4万円以下 支給額3.6万円（上限額）

2人世帯 月収入17.3万円以下 預貯金78.0万円以下 支給額4.3万円（上限額）

3人世帯 月収入21.8万円以下 預貯金100万円以下 支給額4.6万円（上限額）

取扱い先 札幌市生活就労支援センター（ステップ）電話：011-221-1766

即日入居でアパートを提供

—新型コロナウイルス症関連の住居喪失者などを対象に—

当社では、新型コロナウイルス症の影響で職を失い住居を失った方のご相談を受けています。生活保護受給をサポートする団体とも連携し、生活再建の砦として欠かせない住宅の提供を行います。最短で相談のあったその日のうちに契約初期費用あと払い入居できる物件を紹介させていただきます。詳しい条件等につきましては当社までお問い合わせ下さい。

住宅ローンの支払い猶予も…

フラット35（住宅金融支援機構）の利用者には一定の要件で最大15年間の支払い期間の延長に応じています。融資取り扱い金融機関へご相談下さい。

民間金融機関の場合は、支払い期間は変えず3～6ヶ月間の元金返済を減額し、減額した分は残りの返済期間で補うなどの救済策が、各金融機関で独自に用意されています。

返済条件の変更はあきらめずに要望することが成功のコツです。

北嶺通信

建築・リフォームは…

北嶺グループ 株共同舎へ

2020年

6・7月

NO.75

北嶺不動産有限会社

札幌市東区北31条東17丁目5番24号
T(011)783-5667 F(011)783-5768
E-mail hokurei1985@topaz.ocn.ne.jp
URL http://hokurei-fudousan.co.jp

※裏面もご覧ください。